

精神面などに関する相談事業について

○経緯

平成17年度に実施した「医薬品の副作用による健康被害実態調査」(平成18年3月)の調査結果から、医薬品の副作用により疾病や障害等の健康被害を受けられ、精神的に深い傷を負った方への精神的なケアの必要性や、日常生活に著しい制限を受ける方への福祉に係る相談支援の必要性が明らかとなった。

○目的

保健福祉事業として、医薬品の副作用及び生物由来製品を介した感染等により健康被害を受けた方及びそのご家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスに繋げる助言を行う。

○事業内容

副作用等により健康被害を受けた方及びそのご家族に対し、精神面のケア及び福祉サービスに繋げる助言を行うことを目的として、PMDAにおいて専門家(精神保健福祉士及び社会福祉士)による電話での相談事業を行う。【実施予定:平成22年1月～】